

角地緩和について

練馬区建築基準法施行規則

平成5年8月31日

規則第55号

注：平成17年3月から改正経過を注記した。

(一部抜粋)

(建ぺい率の緩和)

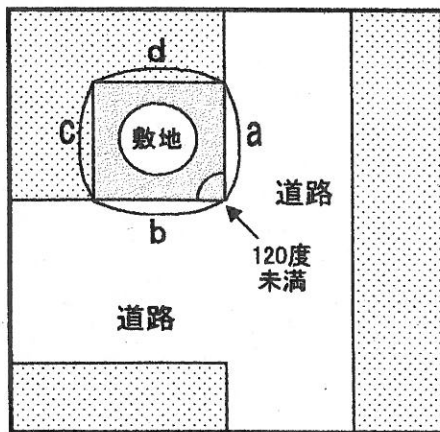
第21条 法第53条第3項第2号の規定により区長が指定する敷地は、その周辺の3分の1以上が道路または公園、広場、川その他これらに類するもの(以下この条において「公園等」という。)に接し、かつ、つぎに掲げる敷地のいずれかに該当するものとする。

- (1) 2つの道路(法第42条第2項の規定による道路で、同項の規定により道路境界線とみなされる線と道との間の当該敷地の部分を道路として築造しないものを除く。)が隅角120度未満で交わる角敷地
- (2) 幅員がそれぞれ8メートル以上の道路の間にある敷地で、道路境界線相互の間隔が35メートルを超えないもの
- (3) 公園等に接する敷地またはその前面道路の反対側に公園等がある敷地で、前2号に掲げる敷地に準ずるもの

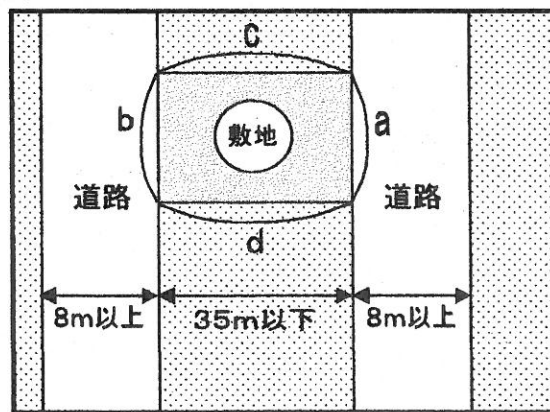
共通事項

- 1 a、bが道路、公園等に接する長さは、それぞれ2m以上必要
- 2 (a+b)の長さが、(a+b+c+d)の3分の1以上必要

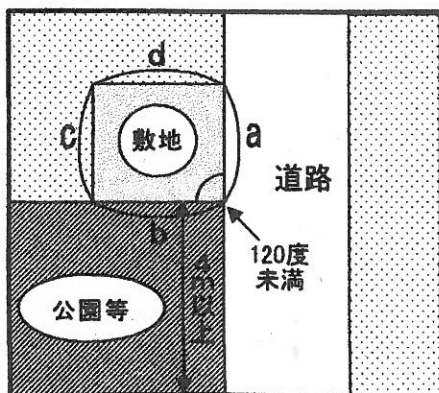
(1)の例



(2)の例



(3)の例



(3)の例

